

新潟市発達障がい支援センター

JOIN(ジョイン)

—自分らしく生き生きと—



「JOIN(ジョイン)」には「つながる」という意味があります。
人と社会が優しくつながり、一人ひとりが生活をエンジョイできる。
そんな願いを込めてつけられた愛称です。

新潟市発達障がい支援センター「JOIN(ジョイン)」は、
発達に関する不安をお持ちの方やご家族、関わるすべての
人のための支援センターです。

新潟市発達障がい支援センター「JOIN(ジョイン)」は、
新潟市が設置し、社会福祉法人更生慈仁会に運営を
委託しています。

発達障がい者支援センターとは

発達障がい児(者)の方への支援を総合的に行うことを目的とした機関です。

医療、保健、福祉、教育及び労働等の各関係機関と連携しながら、発達障がい児(者)の方とご家族からの相談に応じ、支援を行います。また、発達障がい児(者)のライフステージにわたる途切れない支援を実現するためにネットワーク作りをします。

新潟市発達障がい支援センター「JOIN(ジョイン)」の支援内容

① 相談支援

日常生活でのさまざまな相談に応じます。また、必要に応じて、福祉制度やその利用方法についての情報提供を行い、医療、保健、福祉、教育及び労働等の各関係機関との連携を図ります。

- 来所、電話、メールで相談をお受けいたします。
- 個別訪問相談、巡回相談を実施します。

② 発達支援

療育、支援方法についてアドバイスします。また、必要に応じて心理・発達検査を実施するほか、支援計画の作成や助言を行います。

- ライフステージに応じたサポート体制作り(幼児期～学齢期、学齢期～成人期)について当事者の方とともに考えていきます。
- 当事者の居場所づくりへの支援を行います。

③ 就労支援

就労を希望する発達障がい者の方に対して就労に関する相談や情報提供を行います。

- 求職活動に関わる支援(履歴書の書き方の指導、模擬面接の実施、ハローワークや企業面接への同行等)を行います。
- 職場定着に関わる支援(職場訪問等)を行います。

④ 普及啓発・研修

発達障がいに関する理解を促進するため、市民及び関係機関・施設等を対象にした研修を実施します。

- 発達障がいに関する研修会・講演会等を企画・開催します。
- ホームページや市報、機関紙を通じて発達障がいに関する情報発信を行います。

相談の流れ

ご本人
ご家族
支援者

受付

● 電話・FAX・メール
Tel:025-234-5340
Fax:025-234-5344
E-mail
join@major.ocn.ne.jp



相談(予約制)

- 来所 ● 電話
- メール
- 個別訪問、巡回

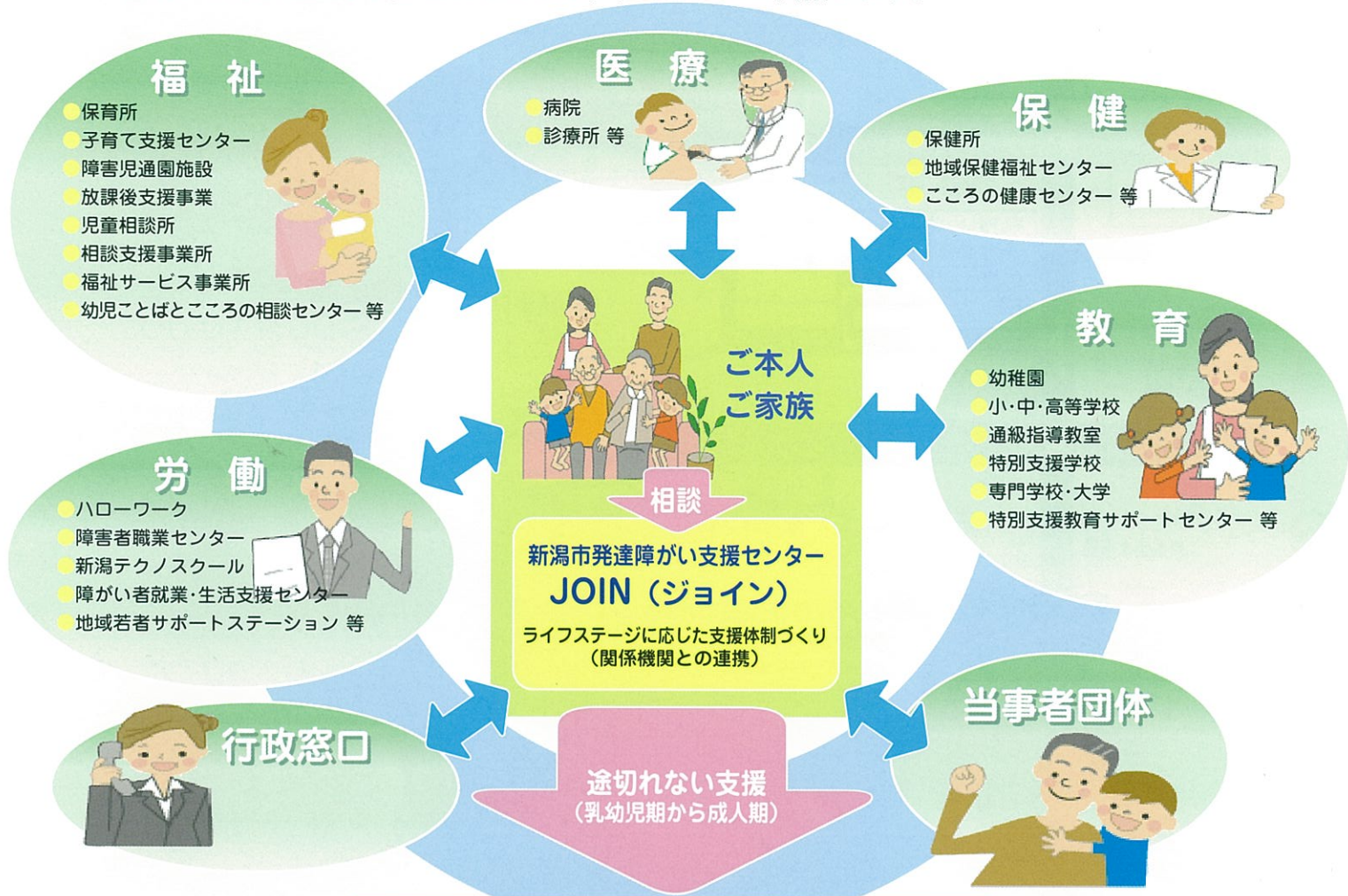


支援

- 相談内容に関する助言
- 情報の提供
- 関係機関の紹介
- その他各種支援の提供

ライフステージに応じた途切れない支援

発達障がい児(者)とその家族が豊かな地域生活を送るためには、身近な地域における支援ネットワークを構築することが必要です。各関係機関と連携し、ライフステージに応じた途切れない支援が受けられるような仕組みづくりを目指します。



安心して暮らせる豊かな地域生活の実現

こんなことで困っていませんか？

乳幼児期 発達に関する心配

- ・ことばが遅い
- ・決まった遊びしかしない
- ・目と目が合わない、合いにくい
- ・少しの間もじっとしてられない
- ・友達や兄弟と遊んでいて手を出すことが多い

小・中・高校生 学校や家庭で気になること

- ・読み書きが苦手
- ・片付けや整理が苦手
- ・友達とのトラブルが多い
- ・先生の話が聞けない
- ・忘れ物が多い
- ・じっとしてられない
- ・周りの子に比べ不器用で、できないことが多い
- ・反省するが、またすぐ同じことを繰り返してしまう

成人期

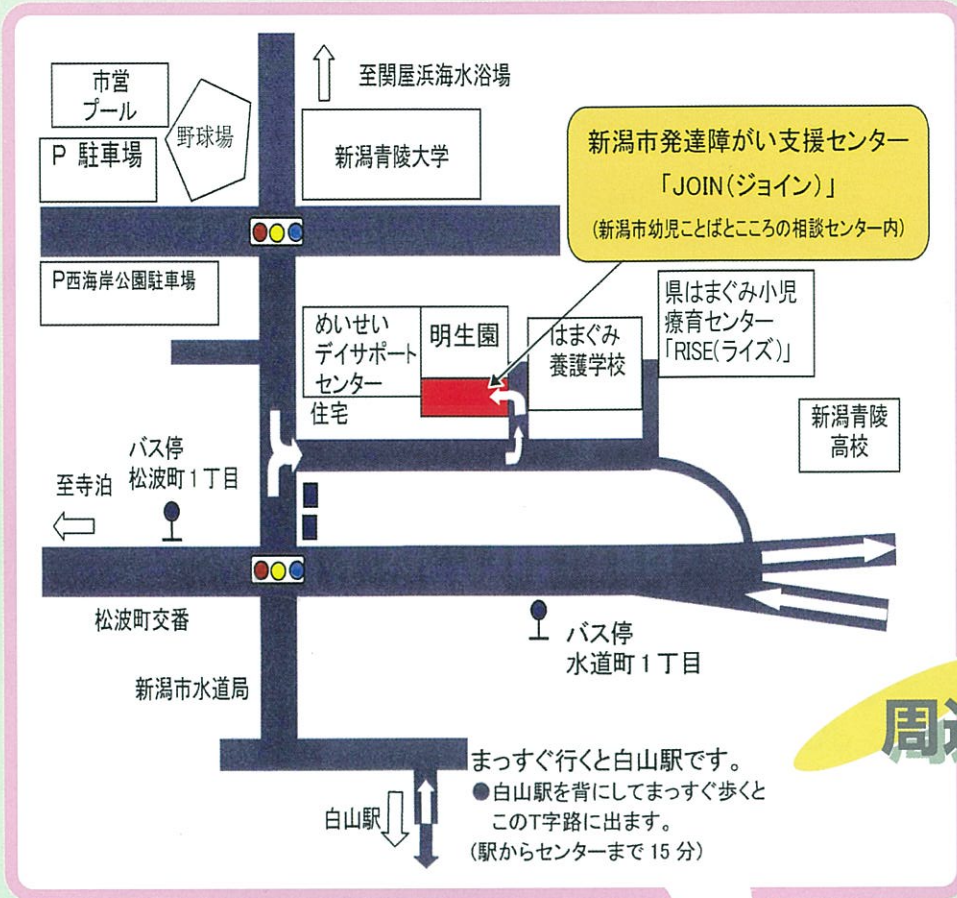
コミュニケーション

- ・相手の気持ちを理解することが苦手
- ・人に合わせて行動することが苦手
- ・仲間を作ることが苦手
- ・会話が一方的だったり、冗談が通じないことがある

生活・仕事

- ・忘れ物や物をなくすことが多い
- ・急な変更があるとどうしたらいいのかわからなくなる
- ・ストレートに自己主張しすぎて、同僚や上司と衝突することがある
- ・一度に複数のことを指示されると混乱することがある
- ・「適当に」「うまくやっておいて」などのあいまいな表現が理解できないことがある

ご利用の案内



ご利用時間

- 月曜日～金曜日
8:30～17:30
- 土曜日
9:00～15:00

※日曜日、祝日はお休みです。
※相談は無料です。

周辺の地図

アクセス

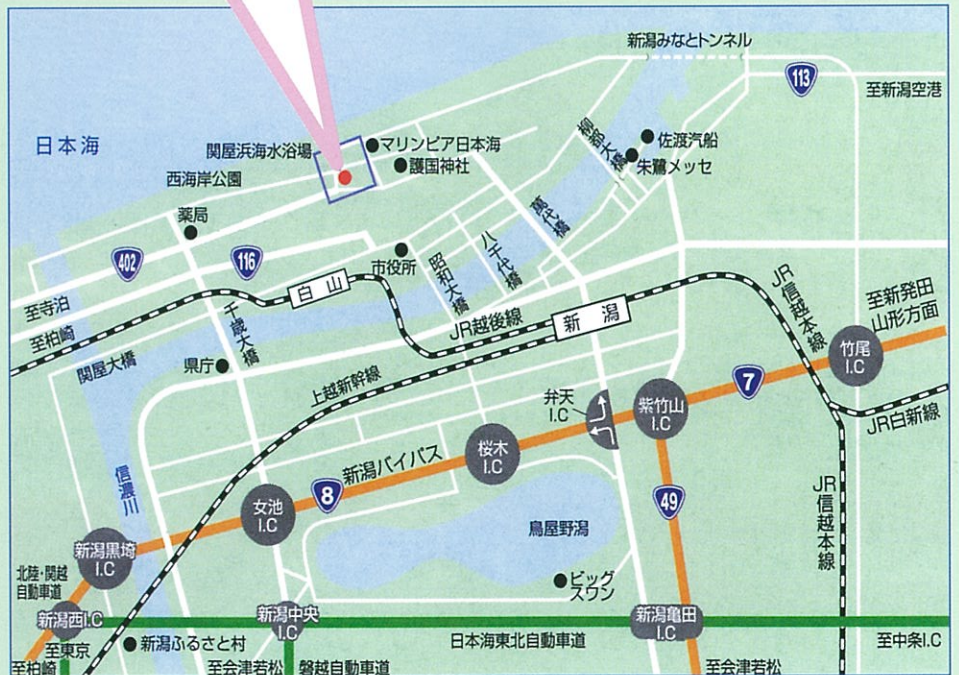
車で来られる方

新潟バイパス女池インターを降りたら県庁方面に向かい、さらにまっすぐ海岸に向かってください。

新潟駅からバスで来られる方

護国神社、マリンピア日本海の近くです。

- 浜浦町経由西部営業所行き
- 浜浦町先回り信濃町行き
- 浜浦町先回り新潟駅行き
- 新潟青陵大学経由水族館行き
⇒水道町1丁目下車、徒歩5分



新潟市発達障がい支援センター「JOIN(ジョイン)」

〒951-8121
 新潟市中央区水道町1丁目5932-621 (新潟市幼児ことばとこころの相談センター内)
 TEL:025-234-5340 FAX:025-234-5344 E-mail/join@major.ocn.ne.jp
 URL/http://www6.ocn.ne.jp/~join/

新潟市発達障がい支援センターJOINの就労支援

就労を希望する発達障がい者に対し、就労支援機関と連携しながら相談等の就労に向けた支援を行う。また、適宜就労支援機関や学校、企業等に対する支援も行う。

項目	内容・実施方法	長期計画
1. 個別支援	<p>○就労の前段階として、面接相談等により以下の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己理解・障がいの受容等を深める為の支援（必要に応じて新潟地域若者サポートステーション等と連携） ・必要に応じて医療機関受診に向けた支援（診断）・障がい者手帳取得に向けた支援 <p>○訓練の場として新潟障害者職業センター、新潟テクノスクール、就労移行支援事業所等を紹介し、各機関の見学や面接に同行する。</p> <p>○必要に応じて求職活動に係る支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求人情報の提供 ・履歴書の書き方の指導 ・模擬面接の実施 ・ハローワーク・企業面接の同行 <p>○新潟障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等と連携・役割分担し、職場訪問による職場定着支援を行う。（随時）</p>	
2. 就労支援機関、学校、企業への支援	<p>○個別のケースを通して、本人の希望に基づき以下の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や就労支援機関に対して対象者の障がい特性についての説明と情報提供を行う。 ・企業に対して対象者の障がい特性についての説明と情報提供を行い、必要に応じて職場環境調整の為の助言を行う。 	<p>○学校から社会への円滑な移行のための支援を行う。</p> <p>（高校・専門学校・大学等、就労支援機関と連携し、卒業と同時に適切な就労支援を受けられるような仕組み作り）</p>

<p>3. 在職者への余暇支援 ※来年度以降実施。</p>	<p>○当法人施設と連携し、在職者に対する余暇支援として、定期的な交流の場を設ける。</p>	<p>○障がい者就業・生活支援センターと連携して在職者向けの当事者サロンを開催し、SSTを実施する。 ※SST…ソーシャルスキルトレーニングのこと。社会で必要となる対人コミュニケーションの技能を得るための訓練。</p>
<p>4. 普及啓発・研修</p>	<p>○『発達障がいジョブガイダンス』(仮) 企業の人事担当者による講話や体験的プログラム(企業・障がい福祉サービス事業所見学、ハローワークでの検索機の使用、模擬面接、履歴書作成、SST等)を行う。 (本人対象 全3回 定員10人)</p> <p>○『発達障がい者雇用支援セミナー』(仮) 企業の人事担当者による講話や参加者によるグループ討議を行う。 (就労支援機関担当者や企業の人事担当者対象 定員40人)</p>	

新潟市発達障がい支援センター「JOIN(ジョイン)」に関する Q&A

Q&A 作成の趣旨

関係機関の皆様にあいさつに伺った折に、多くの質問が寄せられました。そこで、関係機関の皆様とよりよい連携が取れるよう、主たる質問を Q&A 形式にまとめてみました。

Q1 新潟市発達障がい支援センター「ジョイン」(以下市センターといいます)の設置根拠である発達障害者支援法の主たるねらいは何ですか。

A 発達障がいの方への支援にあたり、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備が必要となり、都道府県と政令指定都市において、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関との連携、支援の拠点として発達障がい支援センターが設置されることになりました。

Q2 生涯にわたる途切れのない支援はどのようにして行うのですか。

A

- ・個別支援計画の作成。
- ・ライフステージごとの関係機関どうしの橋渡し。
(例えば、幼児ことばとこころの相談センターから就学に伴った市特別支援教育サポートセンターへの移行)
- ・発達障がいの方が関係機関を利用する際の橋渡し。

Q3 新潟県発達障害者支援センター「ライズ」(以下県センターという)と市センターとの関係はどのようになっているのですか。

A 新潟県発達障害者支援センター「RISE(ライズ)」利用者のうち4割が新潟市在住の方です。そこで、その4割の利用者の方には了解を得た上で、県センターから市センターに移行して頂きます。今後、基本的には新潟市在住の方は市発達障がい支援センターJOINを、その他圏域の方は県発達障害者支援センター「RISE」を利用することになります。

Q4 精神障害者保健福祉手帳がない場合にも利用できるのですか。

A 精神障害者保健福祉手帳や療育手帳を取得していなくても発達障害の疑いがある場合には、相談等に応じます。

Q5 センターを利用するのに医師の診断は必要ですか。

A 医師の診断は必要ありません。医師の診断を希望する方には、医療機関を紹介します。

Q6 心理検査はできますか。

A 必要等に応じて、週1回センターに勤務する臨床心理士が行います。

Q7 療育機能はありますか。

A 療育機能はありません。療育が必要な方には、従来通りはまぐみ小児療育センターや幼児ことばとこころの相談センター、各地域保健福祉センターの療育教室を紹介してください。

Q8 利用者が関係機関ごとに障がいの状態等を説明するのを煩わしく思ったり、過去の状態を言い忘れてたりする恐れがあるのですが…。

A 利用者の方に「個別ファイル」を用意し、利用者の方や関係機関の方に記入して頂き、何度も説明したり過去の状態を言い忘れてたりするのを防ぎます。このファイルは生涯にわたる「途切れない」支援に役立ちます。

※「個別ファイル」については、県の様式を使用予定。

Q9 利用者や家族の居場所などを提供すると聞いたのですが…。

A 進捗状況を見ながら以下の支援を実施する予定です。(一度、当センターに来所相談に来られた方が対象となります。)

- ・当事者サロン(青年から成人対象)…センター利用者がお茶を飲みながら自由に交流できる場とする。月一回土曜日、幼児ことばとこころの相談センターや当法人の喫茶こんぺいとうを使用予定。
- ・居場所(青年から成人対象)…家庭以外に居場所のない方に家の外に出る第一歩やコミュニケーションの場として自由に過ごせる居場所を提供する。また、当センターの職員が常駐し、適宜相談に応じる。場所は当法人施設利用。
- ・家族支援…保護者同士の情報交換の場。月一回、当法人喫茶こんぺいとう使用予定。
- ・兄弟支援…兄弟同士の交流の場として、調理実習等行事を開催する。年2回予定。